

山梨県産業金融史（戦前編3）

—「若尾財閥地所部決算報告」分析を中心に—

山梨県立大学地域研究交流センター 2010 年度報告書

山梨県産業金融史（戦前編 3）

——「若尾財閥地所部決算報告」分析を中心に——

研究代表者

黒羽 雅子

山梨県立大学国際政策学部総合政策学科

共同研究者

島袋 義弘

山梨県立大学名誉教授

はじめに

研究代表 黒羽雅子

「山梨県産業金融史研究」と題して2008年度に開始した当該本学地域研究交流センター共同研究事業に、本学名誉教授の島袋義弘先生をお迎えしたのは昨年度のことである。島袋先生は『山梨県史』編纂に長年携わり、県内資料の所在についても大変明るい。本年度は、県史編纂時に島袋先生が収集した資料の中から「若尾地所部決算報告」の分析を手掛けることとなった。同資料は、甲府図書館所蔵とみられたが、現在同図書館では所蔵の情報がなく、県内各所を調査しても原本を閲覧することはできなかった。ただ、同資料については、山梨大学齋藤康彦教授の著作『転換期の在来産業と地方財閥』でも使用されており、その他関係者の話からも、一時は同図書館の未整理資料として存在していたことは間違いないものと思われる。

さて、当資料「若尾地所部決算報告」であるが、大正5(1916)年から昭和2(1927)年までをカバーしている。若尾家は、「若尾財閥」の始祖である若尾逸平の明治10(1877)年代にはじまる土地集積により、大正期には県内巨大地主の地位を固めたとされる。資料の不足は、大正7年の米騒動時の甲府若尾邸焼打や昭和2年の若尾銀行破綻に起因するものであろう。とはいえ、当時の個別地主経営を知る上で、貴重な史料であることに変わりはない。

今年度の当共同研究事業においては、黒羽が同資料の解題を担当するとともに、若尾家の株式投資の実態解明を進めることとした(株式投資関係については別稿で発表予定)。島袋は、同資料に登場する地主小作関係の記述をもとに、戦前期本県農村社会の枢要である地主小作関係について分析した。島袋の研究は順調に進捗し、通説・常識を覆すに足る実証が試みられた。本報告書における島袋の研究成果は、地域研究交流センターの支援する共同研究事業の目指す研究水準の高さを示すもののひとつと言えよう。

島袋論文によれば、戦前期日本農業の基本的な部分は地主制を中心にとらえるのが研究上の通説であり、関係者の誰も疑いをさしはさまない常識とされている。そこで議論される地主小作関係とは、①収穫高の4～6割にのぼる高率の小作料、②小作料を米で納め「年貢」と呼ぶ、③所有権が強く小作農の権利(耕作権)は弱い、といった点に集約される市場経済意識から隔絶した前近代的な関係が支配的であったという通説・通念のことであり、この認識をもとに1920-30年代の農業・農村社会の問題は地主小作問題=小作争議にあると考えられてきた。

これに対して、本報告書における島袋論文は、詳細な資料検討を経るなかで、本県における小作争議が市場経済意識(非前近代的意識)に基づく合理的で公平な水準を求めて起こったものであり、地主小作双方の市場経済意識(きわめて近代的意識)に基づく小作料調整システム形成の運動であったこと、両者の市場経済意識に基づく小作料水準の均衡が形成されたところで村落の「平和祭」が举行されたとする「新発見」の提示に辿りついた。これが、山梨県に限定されるものでないことは、昨年度報告書の島袋論文からも明らかである。

このような共同研究を可能にした地域研究交流センターの支援に感謝するとともに、本報告が山梨県立大学地域研究交流センターが真の研究交流センターとしての地歩を進めていくことの一助となることを願うものである。

2011年3月

(山梨県立大学国際政策学部総合政策学科教授)

目次

はじめに	・・・・・・・・・・	i
小作料徴収システムの形成と村落の平和祭―山梨県の分析― （島袋義弘）	・・・・・・・・・・	1
資料解題：「若尾地所部決算報告」分析 （黒羽雅子）	・・・・・・・・・・	23

小作料調整システムの形成と村落の平和祭—山梨県の分析—

島袋 善弘

はじめに

第2次大戦前（農地改革前）の日本農業の基本的な部分（関係）は地主制（地主小作関係）でとらえるのが研究上の通説、農業関係者の誰も疑いをさしはさまない常識とされていた（現在も続いているというべきかも知れない）。地主小作関係は、①収穫高の4～6割にのぼる高率の小作料、②小作料を米で納め「年貢」と呼ぶ、③所有権が強く小作農の権利（耕作権）は弱い、この3点に示されるように前近代的・「半封建的」関係とされた。しかし他方で、日本の農地所有の特徴は中小地主の層が厚いところにある（中小地主と自作農は階層的に連続している）こと、大地主はむしろ特異な存在であるということも一方の事実であり、これも研究者の共通認識である。このような農地所有関係と研究状況の中で、小作料調整方法を検討することによって地主小作関係の変化と本質を解明することが本稿の課題である。

この課題について既に長野県について検討し、小作争議は基本的には市場経済意識に基づく小作料調整によって村落内で解決される形で終焉するという見通しをえた（1）。本稿は長野県で得た結論を前提として山梨県の小作料調整システムの形成過程を検討することを課題とする。それによって1920～30年代の地主小作関係の変化と結果・内実の解明を試みたものである。

1. 小作争議が始まる前の地主小作関係

小作争議が始まる前の地主小作関係は強い支配・従属関係の下にあった。次の記事はその様子を伝えている。

峡東地主と小作人

峡東地方の地主として二三を除くの外は小作人に対し納米は米作中比較的品質良好なる物を択び其の収穫の少きを顧ず強制的に之を耕作せしめつゝあり甚しきに至っては地主が選定したる籾以外のものゝ納入に対しては一貫匁乃至二貫匁を増徴し小作人の拒むに於ては田地を取上げ他に貸付をなすと云強迫的言語を弄し小作人をして益々悲境に陥らしめ平然地主顔をなし居る有様なるが小作人にして之を拒まば直に耕作地を取上げらるゝ恐れあるより泣きつゝも地主の言ふが儘になし来りしことなるが此の弊風は峡東七里村下於曾に起り一般に伝播したりとの事なり根本地丈けに七里村の地主は小作農の困憊に目も掛らず自己の収利のみを心掛る風あり（山梨日々新聞 1918年8月14日、以下山日 1918.8.14 と略記する、なお下線はすべて引用者によるものである）

地主対小作人の関係が段々悪化する／双方の妥協議歩が必要／小作組合悪用は考へもの
今日の地主は全く小作人に対して極めて横柄で小作人を見る事恰も奴隸の如くに見て居るものがあるが之は甚だ面白くない態度である、小作人も地主も対等の人間である以上、待遇の上にも談話の上にも相当の親しみと敬意とを以て互に相接するやうにしなければならない（山日 1920.11.12）

地主対小作問題／地主側は何所まで目醒めて来たか

地主階級と来てはお話にならない。――国民の思想がどうあらうが、其処に何等の自覚もなければ、発奮もない、農村改良は先ず地主の頭脳から大に開拓して懸らねばならない（山日 1921.2.7）

このような地主の力が強い中でも小作人組合が作られることはあったが、「大正七年迄ハ毎年一、二組合宛各地ニ設立セラレタルガ其ノ大部分ハ相互扶助、小作地小作料ノ相互競争防止ヲ目的トシ凶作時ニ地主ニ対シ幾分ノ対抗運動ヲナシタル程度ナリキ」（2）といわれるような一時的な弱い組織であった。とはいえ、小作農に多少の交渉力があり、地主側にも協調的・融和的な面があったことは注目すべきである。この点に関連する記事として二つ挙げておこう。

地主小作人論／東八代郡下現況

東八代郡に於る地主と小作人との融和状況を調査するに明治三十八年乃至四十一年四十三
年等に於る米の凶作当時に在りては小作人の団結して地主に小作料の引方を迫るもの郡下各村に少からず、頗る憂ふべき状態を呈せしが、幸に騒擾程度に至らず両者の衝突は免れ漸次融和の傾向あり（山日 1919.4.10）

地主と小作人／大体に於て融和す

本県が各郡市に命じたる地主と小作人に関する調査結果を総合するに地主と小作人との融和協調に就ては既往十数年前凶作引続きたる年に於て小作納米等に関し両者間に紛議を生じたる事例少からざりしが其後幸ひに凶作なく收穫比較的潤沢なるを以て両者間大に融和し地主の小作人に対する態度も寛容となり小作人は地主を尊重し徒らに騒擾するの却て不利益なる事を覚れるものゝ如し故に現今に於ては衝突紛擾等の声を聞かず――凶年に於ては小作人より地主に其引方を哀願するを例とするも此の場合地主は他の地主と協議し下見或は坪刈等を為し歩合を定めて相当減免を為すを通例となせり（山日 1919.5.10）

地主小作関係に大きな問題が感じられない状況では地主の動きも極めて鈍いものとなる。県農会は、地主小作人間の「紛議」の防止・調停と農事の改良・発達の点から繰り返し地主会の設立を奨励する。例えば「地主会と副業」題する記事で「地主をして小作人を愛撫せしめ両者の葛藤を未然に防ぐのみならず協同して農事に奮励せしむるは益々緊切なる農事上の問題なるを以て山梨県農会は町村に地主会を設立せしめて此目的達せんとし本年度に於て設立要項を定めて之が奨励を始めた……」ことを伝えている（山日 1916.2.21）。また

1916年10月15日には「地主会の奨励」という見出しで「県農会に於て……地主と小作人との連絡調和を図る為め地主会の設立を屢々奨励したるが意見区々にして殆ど其の設立を見ざる状態なれど此種地主と小作人の連絡的機関を設置せしむるは農政上より見るも時代の要求すべき施設たれば一層設置奨励の必要ありと県当局者は語れり」と書いて、県農会の奨励にもかかわらず地主会の設立が進まないことを伝えている。

2. 小作争議の出発と小作料調整

(1) 小作争議の勃発

山梨日々新聞は1921年に勃発した山梨県の小作争議を次のように伝えている。

本県に嚆矢の純小作組合の組織／地主側は之を承認せず

本県には従来地主小作人間に大なる軋轢紛争を醸したる事例なく幸ひに地主小作人の協調は比較的円満に保たれ来りし結果小作人組合の設立あるも其の實質は地主小作人間の融和利益を計り相互扶助の精神を基礎としたるものにて純然たる小作人のみが団結したる小作組合は殆ど一組合も無かりしが最近東山梨郡七里村字下於曾に約七十名計りの小作人を以て小作組合組織されて地主に向ひ這般来入付其他小作人の利益となるべき諸問題に関し交渉を重ね来れるが地主側にては斯る組合を承認せば将来地主側の經濟上に於ける危機を惹起するやも計り知られずとの憂慮より小作組合の代表者に向つては組合の設立を承認せざると共に小作人の委任事項に対しても交渉に応ぜず入付其他の關係に就ては従來の如く直接地主對小作人との間に問題を解決すべしとて之を刎ね付けつゝありと云ふが右に付同地方の某有力者は語りて曰く七里村の小作組合に対して若し地主側が従順に之を承認し且各種の問題に就て交渉に應ぜんか恰も燎原の火の如く峽東全部に亘り旬日を出ずして小作組合設立され地主側に対抗する事となるべき必然なるより同組合に対して地主側が目下持て余し居り、代表者の交渉は勢ひ之を拒絶しつゝある状態なり（山日 1921.6.18）

この争議を契機として県下に小作争議が広がり、続々と農民組合が結成された（3）。とはいえ、争議は全般的に激しく展開されたわけではない。1921（大正10）年、1922年、1925年の争議を総括した次の記事がそれを示している。

（1921年争議の総括）

小作争議と団体運動／組合六十八・交渉団体百三十五

本県下にも昨年の米作不況に際し地主對小作人問題は各所に起り其大半は既に地主小作人間に調停成り円満に解決されつゝあるも未だ二三解決を見るに至らず互に争闘を続けつゝあり、本県は他府県に比し未だ同問題に対しては案外悪化せざれど之を動機に今後如何に進展して行くかは端倪を許さざる所なり（山日 1922.5.25）

県下の小作問題残るは僅か四組合／二組合は早晚解決／その他は飽迄強硬だ

県警察部高等警察課の調査に依る本県内小作組合は大体に於て地主小作人諒解を得て落着

せるが、其氣運の到らざるもの東山梨郡下於曾、同村千野区、松里村井尻、北巨摩郡登美村等の小作組合にして何れも地主に対し圧迫的に出で不当の要求をなし居るらしく地主も彼等の要求に応ぜんか今後止まる処を知れず一層初志を貫徹し小作人にして不法の行為ある場合は法の定むる処に依り曲直を明かにせんとの意気込みらしと、然しながら井尻、千野の両小作組合は扇動したるものありて強硬なりしが斯の如くにして日時を費すは相互の不利なりと知りたる折柄——一般は迷夢より覚めて至当の要求をなし又地主も之を追求せずして譲歩し解決を見るに至りたるものなり。(山日 1922.9.7)

(1922 年争議の総括)

県下に起りし小作問題多くは解決 / 尚未解決は十七件あり / 互譲して解決に努めよ
さる十年秋米作の不作より——小作問題台頭し甚だしき勢ひを以て各地に蔓延し——問題は容易に解決せざりしが漸く争議の不可なるを悟り漸次軟化し来り解決の曙光を認めらるゝに至れり、県高等警察課の調査したる処に依れば昨年十月以降発生したる県下の小作争議は——四十二件にして内解決したるは——二十五件にして残余の十七件は地主小作人各自が自己の意志を固執対抗しつゝあるため未だ解決の運びに至らずと (山日 1923.3.22)

(1925 年争議の総括)

小作争議も妥協で解決 / 原因は雑多

本年九月末日の調査に依ると昨年中の小作争議——の結果は妥協して円満解決を見るもの多く、要求貫徹若しくは撤回、耕地の返還等の如きは殆ど無い (山日 1926.11.8)

小作料調整は、小作争議に至る激しい対立もあるが、むしろ多くは村落内の協調的・融和的な形で行われたと考えられる。

とはいえ、1920 年代前半は小作人組合・農民組合の姿勢は強硬であり、それが小作料全体を引き下げる圧力となっていた。小作側の強硬姿勢は次の個別争議に示されている。

地主小作者共倒れ / 農村は自滅の外なし

北巨摩郡——穴山村に於けるは小作者が団結して団体権の承認を迫り且つ本年度の小作料は五割引け(一俵四斗中二斗)を要求し既に一部重久区にては一斗五升迄に折合を付けて承認せり之が為め同村内は固より近村小作人は一斉に之を標準として起ち愈々險悪なる空気を醸成し、中田村の如きも四割を小作者自ら地主の承認を経ずして控除して納入せる如く聞けり (山日 1922.12.9)

玉宮の小作争議

東山梨郡玉宮村の小作人は一昨年小作組合を設立し二割五分乃至三割の引け方を要求し昨年は地主の貸付軽減を要求し本年は二升引け又は二割引を要求して居るが小作組合長から地主への通知書によると「本年の小作米は二升引として地主が小作人の家に取りに来るべし、五日以内に何等申し出でなき時は右二升引承知と見なす」とあり且つ承諾せざれば更

に納米せずとて全く小作人側から高圧的に出で今に至る納米せず地主側は大いに驚き小作人に意見を聞けば「本年の二割引は勿論来年は借入れを減額修正し其来年も減額し俵数は米半分麦半分とし玉宮の土地を低落せしめた上其土地を安く買取るのが我々の理想だ」との事に地主連は諦め、土地を返還せしめ草を作りても喧嘩せぬが得策なりとなすものもありれば中には他国へ移住せんとするものなどもあり又中には県に陳情せんとするものもあり紛擾を続けて居ると（山日 1923.12.19）

（2）地主の対応・農民組合・協調組合

小作争議は地主にとって脅威であった。大地主若尾地所部の「大正十三年度決算報告」はつぎのように記している。

多年ノ小作慣行ハ今ヤ破壊セラレ歳ノ豊凶に不拘、年供米ノ納付ハ既定ノ小作料其ノ儘ヲ無事完納スベキモノニアラズシテ団結ノ力ニ頼ミアラユル術策ヲ以テ殆ド地主ニ是ヲ強要シ、最モ弱キ地主ノ例ヲ他ノ一般ニ及ボシテ所謂通り引ノ名ノ元ニ各部落ガ競フテ小作料ノ軽減ヲ多カラシメンコトニ努メ、小作人中政治的野心ヲ懷ク者ノ如キ民衆ノ為メニ其ノ功ヲ争ヒテ地主ノ門ニ出入シ各地主ハ其ノ応接ニ日モ亦足ラザルノ感アリ。而シテ例年ノ収納期ニ入ルモ小作料トシテ米粃ハ更ニ搬入スルモノナク地主ハ庫中空シク越年スルノ有様ニシテ時ハ来ルモ心ニ春ハ来ラズ、依然地主・小作ハ対陣ノ形ヲ継続スルモノ多く（後略）（4）

地主が戦々恐々としていたとはいえ、小作人組合の方は強硬な主張で占められていたわけではない。次の二つの記事はこの事情を示している。

源村六科は円満解決―地主小作双方互譲（中巨摩郡御影村六科）

小作組合長笹本興蔵氏は円満なる解決をなすべく役員十名と共に協議し隣村では三割乃至五割引けを要求して居るにも係はらず―――最小限度の三割五分を要求し地主と折衝の結果地主も小作人の要求を容れ隋心院住職を仲介者として三割五分引けを承諾し―――解決した（山日 1923.12.20）

高田村では組合長一任ノ二桶引と一桶八分引で解決する模様

西八代郡高田村では本年度初の入付に就き過日来地主との間に紛糾中であつたが小作人側の一俵に就き二桶引と云ふ要求に対し地主側では一桶八歩引の旨回答があつたので十六日午後二時より同村小学校で臨時小作人総会を開会し引け方問題に付協議したが満足の者もあり不満足のものもあり何れとも決定せざるより結局満足の者は納め不満足の者は各自に於て引け方を要求するやう自由行動を取る事に決したが兎に角地主と小作人との問題は一切小作組合長小沢新作氏に一任することゝなつて居ると（山日 1923.12.19）

前者の記事は小作組合の減額要求が無限定なものではないことを、後者の記事は小作人

の小作料減額要求には幅があり、組合がまとまって行動するには比較的狭い幅の中で小作料減額を調整・妥協する必要があることを示している。

小作人組合からの小作料減額の圧力がある中で、「漸次自覚する地主の傾向」という見出しを掲げた記事で「最近地主側も覚醒し来り小作料軽減についてその契約を改約することに吝ならぬ傾向を呈して来たことは県当局のみとむるところである」（山日 1925.9.14）と記されるような地主の変化が見られたのであるから、地主小作がともに協調的となり、また協調組織を模索するようになる。各地で小作人組合が結成され小作争議が広がる中で次のように種々の協調的な組織が現れてくる。

勸農会を組織して／小作争議の防止

中巨摩郡藤田村では最近小作争議の頻発に鑑み之れが防止策として地主小作人の協議機関たり又農事の勸奨機関たるべく勸農会を組織する事となり――農事の改良増殖を期する事となったので当初計画当時は小作人も多少疑惧の念を抱いて居たが地主が進んで協調的立場に起って勸農会を組織する事になった趣旨が徹底されるや何れも同会員となり為めに農村の一大杞憂たるべき小作争議が間接的に防止されるであらうとて一般に喜色を湛えてゐるとの事だ（山日 1924. 1.30）

自ら非を悟り小作組合解散／龍王万歳区の組合／改めて農村振興会設立

中巨摩郡龍王村万歳区小作組合では従来各地に小作組合が設立されるが其の多くが小作組合と称する美名に隠れ其の実は地主に対し小作料の割引を要求する為めに設立され、不法の要求をなし不当の利を得んとし地主に対するので地主も持て余し小作人の要求を容れる様な傾向に従って組合又は村内の平和を乱し目的とする農村の発達を計るが如き事は毫末も認められない、社会の目から斯る組合と同一視されるは心苦しいとて協議の結果今回組合を解散し新めて地主小作人も打揃て農村振興会なるものを設立し目下農事に関する研究をしてゐる（山日 1924. 2.15）

農村問題を善処すべく／地主と小作者協調会成る

中巨摩郡松島村の地主及小作人中の心ある人々は近時の農村紛議に就て少からざる憂患を抱き其の甚だしきに至らざる前適当なる解決法を講ぜんことを欲し本年五月二十五日同村役場内に地主小作両者より挙げたる委員十八名を会同し協調組織に関して熟議する所あり（中略）綱領

一、松島村地主小作者協議会は土地所有権と小作条件との関係に就て周密の調査に基き公正なる協調的決定をなすことを目的とす。

二、（一）土地入付の協調的決定に関する件、（二）小作料の協調的決定に関する件

三、本協調会は委員十二名（内七名小作者側、五名地主側）を選出し諸般の決定は協和的合議制による（山日 1925.9.27）

嘗て一度の争議もない一宮／地主小作協調して本年の引方も円満裡に解決

東八代郡一宮村字一の宮では地主側十三人小作人側八十人を以て農業組合を組織し役員も亦地主小作双方より推選し坪刈成績により引方を決議し毎年円満に解決し是まで小作問題

に就き争議を起した事は更になく、他の模範とされてゐた（山日 1926.12.4）

村落で地主小作間の協調が模索され始める中で、県農会は地主小作間の調整を図るべく、対応策を検討し始める。それは減免交渉の前提となる坪刈り調査の厳密な実施と協調施設の設置である。次の二つの記事が県農会の施策の方向を示している。

小作問題は村農会が解決せよ／武井西山梨課長語る

既往に於る収穫量調査たる坪刈施行の実況を見るに其施行が細密を欠く嫌ひあると共に専ら村当局関係側のみにおいて行ふもの多き傾向あり尚その坪刈箇所数も鮮少にして収穫実査上遺憾に堪へぬ点があつたと共に小作側においては自己が立会はないため地主に有利の調査をなしたのではないかと疑ひを挟ませ、遂に地主小作間の収穫観察上に意見の隔差を抱かしめ小作問題をして益難境に陥らせる向きがあつた、今後最も留意すべきはこの問題である、之には各村農会が活動して地主小作人は勿論その他学識実践に富める農業者を以て組織せる調査機関を設け施肥、耕耘管理の状況より坪刈成績を各部落各耕地に就いて直に相互間豪も疑ひの余地なき精密なる調査をなし農村経済上大問題たる小作争議を両者理解した談笑裡に解決するにある、茲に自治、田園美が発揮せられるものと思はれる。（山日 1923.10.25）

小作争議防止の協調機関／県農会が肝いりで各町村に施設か

小作争議の弊害を除去する為め何等か協調施設の発見は緊急のものとされて居た折柄今度県農会ではこの協調施設機関として各町村を単位に一つの委員会を起し小作人と地主間との協調を保たしめることになり県農会では数日中に各町村農会に対してこれが施設方の通牒を発する筈である。

（目的）一、争議の未遂を図る、二、争議を早く終息せしめるための斡旋、三、争議後の施設

（事業）一、収量検査（坪刈）、二、小作料減免額の決定、三、小作料の決定

（組織）一、小作人側四人、二、地主側四人、三、第三者三人（山日 1926.12.1）

県農会は坪刈り調査の厳密化＝客観化と協調組織の設立で小作料を調整し、小作争議を根本的に解決する方向を検討し始めたのである。

3. 小作料調整システムの形成と村落の「平和祭」

1920年代後半に入っても農民組合の攻勢は続いた。竹川義徳『山梨農民運動史』によるとこの状況は、1926年の「各村の小作料減額要求は過大であつたため、大部分は未解決のまま越年し、昭和二年の春に入ってから益々激化し、百余の組合中全く解決したものは僅かに七ヶ村に過ぎなかつた。然も解決条件は何れも高率で、中巨摩郡花輪村東花輪の七割を最高に、同郡野々瀬村市ノ瀬の五割三分、同郡三恵村加賀美の五割、同郡五明村下宮地

の四割二分、同村清水の五割九分、同村戸川の五割三分、同村宮沢の五割四分、同郡御影村六科三割五分、同郡二川村下條の四割五分、甲府市城北の四割七分五厘等であった。その他解決困難のため納米を積んで持久戦に入ったものに、北巨摩郡登美村団子、東山梨郡上万力村等があり、東八代郡石和町八田では刑事事件まで惹き起した。中巨摩郡鏡中条村の千七百俵、東山梨郡平等村八坪の九十俵等は競売に付して仕舞った」（５）と記されるように、かなり激しいものであった。小作争議はかなりの小作料減額の成果を挙げつつ広く展開された。

しかし、小作料調整全体としては激しい形で長期化するものは限られていた。この点について『昭和三年小作年報』は次のようにまとめている。

小作料ニ関スル紛争ニ在リテハ甲府盆地ノ中央部ニ於テ小作料減額要求率三、四割引（実納小作料一反歩当り粃二俵半（一石六斗五升）前後ノ場合）及盆地ノ周辺ニ於テ二、三割引（実納小作料粃三俵前後ノ場合）位ノ場合ニハ争議ニ至ラズ当事者ノ互譲ニ依リ解決シ其レ以上ノ要求ノ場合ハ争議トナリ地方有力者ノ自発的ニ又ハ当事者何レカノ依頼ニ基ク居中調停ニ依リ時期ハ遅延スルモ紆余曲折ノ結果解決スルモノ大部分ヲ占ム

然レドモ小作人ノ手段悪辣ナルニ於テハ感情的ノ争議トナルガ故ニ結局法廷ニ於テ黑白ヲ争フコトトナリ事態益複雑化シ解決愈々困難トナル

土地返還又ハ小作契約継続等ニ関スル争議ニ在リテハ……多くの場合ニハ調停委員会又ハ委員会以外ニ於ケル有力者ノ居中調停ニ依リ解決スルニ至ル（６）

即ち争議に至らない小作料調整が多いこと、争議となっても村落内調整で大部分が解決すること、土地返還問題の多くは紛糾せずに解決をみているとみられることの三点が指摘されているのである。

この時期には地主としても連年の小作争議からの脱却を模索する。『昭和三年小作年報』が、「地主会トシテモ本県ノ契約小作料（入附）ハ高率ニシテ小作人ノ負担過重ナルコトヲ承知シ居ルモ従前ノ如ク際限ナキ減額運動ヲ放置スルニ於テハ地主ハ公租公課ノ負担義務ヲ遂行シ得ラレザルノミナラズ生活スラ不可能ニ陥ルガ故ニ小作料ノ限度ヲ協調セムトスルヲ真ノ目的ナリトスト唱ヘオレリ……敢テ小作人組合ノ全部ニ対シ對抗ヲ為サムトスルモノニアラズト声明シ居レリ」（７）と記しているのはこの事情を示している。

そうした中で地主小作人共に協調を求める動きも強まる。次の記事はその一端を示すものである。

争闘本位から／漸次協調的に／共倒れを覚った地主と小作人が握手する時代は来た

争闘本位であった地主対小作人関係が最近協調的となり収穫の増加を図ると共に農民以外に向って利益の公平を要求する傾向を来してゐる。県高等警察に於て調査したところによれば農民関係の組合は初め東山梨郡下に簇生したがその後中巨摩郡に転じて以来中巨摩郡下全部に波及して更に西山梨、北巨摩郡に及び紛糾を極め争議の結果は双方共倒れのごときことゝなったので逐次協調するを利益とし大正九年には六団体の協調機関を生じ十一年

には九、十四年には十一団体を生じ計四十九団体となった、而して之等の協調団体は地主小作両者の分収歩合の協定、精農者の表彰等に依る奨励、地主が資金の融通勤儉力行に依る積立金災害者の救済方法を講じてゐるが特に中巨摩郡西条村清水新居農事協和会、池田村の共成園組合の耕作及分収歩合等は殆んど完全のものであり他の模範とすべきものであるといふので隣接村落でも之れに則り協調会を設立してゐる如き状態となつてゐる（山日 1927.3.2）

県農会も小作争議の解決策に本格的に着手する。方策は協調組織の整備と坪刈りによる小作料調整の円滑化である。協調組織については次のように規範を示している。

小作争議防止で協調委員会の勧奨／県農会が下級農会へ

県農会では今回小作争議の協調委員会を各郡市農会に対し設置方勧奨する所あつたが其委員会の大要として左の如きものを示してゐる

協調委員会の大要

性質 農会に附属する実行期間となす（中略）

名称 協調委員会、農事委員会と称する外協議会、研究会、調査会等と称するものあり

目的 母体団体たる農会の目的中地主小作者間の親善融和を促し農村の協調を図るを主たる目的とす（中略）

区域 町村を区域とす但し効果を完からしむる為め大字又は部落を単位とするを可とす、全村の協調困難なときは数部落より始むるを要す

組織 委員の構成方法種々あり（イ）地主小作者の両者より成るもの（ロ）以上の外に自作者を加へてなるもの（ハ）農会長、町村長、産業組合長及農業技術員を加へて成るもの（中略）地主小作者は其目的よりして同数ならしむるを効果多き策となす（中略）自作者は地主小作両者に関係なき中立者なるを要し又は地主小作者の承認するものたるを要す（中略）

委員会の事業 （イ）収量調査、標準田の設置、検見等あり其の具体方法に於ては細心なる注意を要す（ロ）小作条件の維持改善（ハ）減収歩合の決定、小作料の協定（ニ）小作料の改訂（ホ）労銀の協定（ヘ）紛議の調停（ト）土地等級の決定等（山日 1927.1.9）

協調組合は、「地主小作融和の協調組合も増加」（山日 1927.6.8）、「大藤村に地主小作協調会」（山日 1927.11.7）、「協調して進まう／地主小作人が提携／塩部にも農業委員会設立」（山日 1927.12.8）など設立を伝える記事も見られるが、当初協調委員会の設置はあまり進まなかつた。「争議協調で／タッタニ農会／委員会設置の報告」と題する見出しの記事は「県農会が昨年一月小作争議協調委員会の制度を村農会に勧奨して以来既に満一ケ年となるが今までに県農会に報告になつてゐるのは北巨摩郡穴山村及び東八代郡八代組合村のニ農会のみで何れも地主小作者同数の委員を選び農会関係者も委員となつてをり穴山の如きは極めて有意義の存在を示してゐる」（山日 1928.1.16）と報道しているように、当初は成果が

部分的なものであったことを示している。とはいえ「復興会」（北巨摩郡大草村）、「振農会」（東山梨郡春日居村）、「農事共栄会」（西山梨郡相川村）、「昭和会」（東山梨郡加納岩村）など事実上の協調組織は各地に設置される。1928年10月20日の「収穫期の行事となる小作争議の悪化／一方には協調団体もだんだん増加する」という見出しを掲げる記事は、「小作争議の激発地と目されてゐる地方にも漸次協調団体の組織される傾向があり西山梨郡千塚村の如きも小作人協調の団体が生れ地主、小作同数の委員を出して農業委員会を設置してゐるが北巨摩郡龍岡村下條東割にも同じ使命の農事組合、中巨摩郡玉諸村第一区では研農会、東八代境川石橋農業共済会、英村の成田共済会などが現れて何れも小作争議の調停を簡易ならしめてゐる」と協調団体の設立が広がりつつあることを指摘する（8）。

協調委員会と並ぶ県農会の小作料調整策である坪刈りについては1927年、28年の秋の記事がある。

小作争議防止から／一斉に稲作の坪刈／各町村に亘って行ふ

来る冬は豊作の如何に拘らず小作問題が頻発するものと見られ県当局にては実質は兎ともあれ小作問題は経済的基礎に立つものであるから争議の場合の参考にすべく県下三百余の市町村に向つて一帯に市町村若くは市町村農会をして一町村十町歩に付上中下各一ヶ所宛の割合で其の地方を代表せる栽培品種に就て坪刈を行ひ十二月十五日迄に県に回答ありたき旨夫々通牒を發した（山日 1927.10.21）

争議防止から稲の坪刈／収穫標準決定で

本年の稲作は土用中の低温によって当時ひどく不作を伝えられ成熟期に至つて好天氣に恵まれ昨今の予想をもつてすれば平年作は大丈夫であるとされてはゐるが今秋収穫期における小作争議は殊に多事であることが予想される所から各町村における収穫標準を決定しておく必要から県では山付の数ヶ村を除く總ての町村に左の方法による坪刈成績を来る十二月十五日までに報告させることになった。

一、坪刈は凡そ十町歩に付き上、中、下各一ヶ所宛の割合をもつて施行すること但し地勢、土質其他作況を異にせる地方にては適宜小面積に於て行ふこと

二、其の地方を代表せる栽培品種につき行ふこと

三、坪刈は市町村又は市町村農会に於て行ふこと（山日 1928.9.30）

坪刈りによる小作料調整は、次のように報道されている。

全部解決した市の小作問題／農会が斡旋して

輓近小作争議の齎す影響として思想上面白からぬ事態をかもすに至つたので甲府市農会は本年度小作引方を斡旋して之れが弊害を未然に防止し労使協調の実を挙げべく市農会施行の坪刈法を基準となし朝氣、湯田両町は十一日円満解決し、殊に飯田町の如きは坪刈成績優良なるゆえ引方なきも反当り六十五銭の水引料を地主より小作人に提供し東青沼は半桶引に四十銭を支給し……円満裡に解決する事となつた（山日 1928.1.14）

一桶引で小作問題解決／市川農会の斡旋

小作争議は逐年増加の傾向で思想も円満協調を欠くに至り一般より憂慮されてゐるが西八代郡市川大門町にては従来小作料の減額問題の起れる場合は町農会が両者の間に立って斡旋し農会施行の坪刈に依り納付も無事に行はれ何時も円満に解決してゐるが本年も組合員二百名を有する小作人組合の減額要求の気運を察知しそれ以前に農会は昨冬施行した坪刈成績を基準にして一桶引きと云ふ農会案を作成して地主会に諮ったが満場異議なく之を承認したので更に小作人組合とも折衝した所同様異議なく賛成した結果昨日小作人は一斗を減額して無事納付し――一般より農会の機宜の態度を称揚されてゐる（山日 1928.1.26）

県レベルの地主団体である農村振興会も小作料調整の円滑化のため坪刈りを重視し始める。この点について山日は「農村振興会に於ては今秋各地に小作争議の起るを見越し十月下旬各支部に坪刈検見の調査を命じ其れを基礎として小作人との協議解決をなすべく努めて居る」（山日 1928.9.17）と簡略に伝えている。

このように小作料調整の体制が整い始める中で 1929 年の小作料調整の見通しについて小作官・地主・農民組合は次のように希望・意見を述べている。

収穫期を控えて早くも納米減額要求準備／地主は協調主義を標榜

▽梅原小作官 愈よ秋の収穫期が目前に迫って来たが赴任以来県下の小作状態について極力その起因慣行等に就き調査し東八代、東山梨等の争議地の調査を終へ一昨日帰庁したが大体に於て協調が整ひ傾向としては地主も反省し小作人も反省の傾向を持って居る事は確實であり調停に回付されても非常に好調に進んで居る、尚係員を各郡に派して調査せしめて居るが本年度は増収も予想されて居るし一般小作人の減額要求等も度をはづれた不当要求はないと思つて居るが着任後初めての収穫期に Ause するので極力公平の立場を持して平和解決に当る心算である

▽土地会社代表 収穫期も間近くなり一騒ぎ騒がなければ収まらないとは思ふが当会社に於ては株主の利益を擁護して居る関係上飽迄小作人の不当要求に対しては法廷戦に調停に様々の方法を以て之れに抗争せねばならぬが社会状況と一般農民の生活状態並に収穫の如何等あらゆる事を思慮して出来得るだけ協調して平和のうちに解決したい希望である

▽農民組合主張 果敢なる闘争時代になって来た。県では増収増収と云つて居るが収穫をして見ない事には当にならない坪刈成績等を標準に引方を要求するものだが頑迷なる地主に対しては無産大衆の利益擁護の爲め飽迄突進する、大衆農民の利益擁護は吾等のモットーである（山日 1929.9.18）

この記事は、地主小作人共に協調的で、小作料調整が順調に進んでいること、地主は平穩な小作料調整を求める姿勢であること、農民組合は坪刈り調査に基づく減額要求を基本とし、対立は頑迷な地主に限定していること、以上 3 点の指摘でこの時期の地主小作関係と小作料調整に対する農村の動きを的確に記している。

このような農村の状況下で、小作争議を展開する条件は失われつつあった。次の二つの記事はその事情を示している。

小作側は納米を競売し地主は家財差押へ／穏健派九十四名の分は納米

北巨摩郡若神子村の小作争議は遂に去る三日小作人側に於て納米を競売し地主成島善二郎氏は小作人に対し家財道具等を差押へたので小作人は郡連合会及び本部の後援を得、紛争中の処、先頃に到り農民組合は仲田仲重外八名の強硬派と成島寛外九十三名の穏健派とに分れ、穏健派は地主と協調し二割引を以て一昨日納米して解決し強硬派は五割引きを要求して居り現在は不利の状態に陥って居るが葦崎署若神子部長派出所の一之瀬部長が目下解決に奔走中なので近く解決するらしいと（山日 1929.1.23）

悪化する争議も合意妥協の外ない／円満解決は案外少なく調停申込は段々増加

山田調停官は左の如く語る……妥協々調して解決して行かうと努力して居るが地主方が応ぜないので不調に終わって仕舞うふのは誠に遺憾の事であるが、実際当って見ると個人同士では極めて円満な所もあるが背後にそれぞれ指導者があるので不調に終る事もあるが止むを得ない事である（山日 1929.2.3）

二つの記事は、ある程度の小作料減額で了解する小作農が多数を占めるようになっていくこと、組合本部の介入がなければ小作料調整は容易に進むと見られていることを示すものであり、農民組合の主張が小作農の要求から乖離しつつあることが読みとれる。

小作料調整の円滑化、協調組合の増加傾向の中で 1928 年末から、今後 3～5 年間の小作料改訂を協定することで、村落の「平和祭」（名称は他に「協調祭」、「平和境」「平和郷の実現」などの表現もあるが、名前のないものもある）が相次ぐ。枚挙に暇がないほど続出する記事のうちいくつか例示しよう。

御影争議解決／五ヶ年小作料割引

中巨摩郡御影村野午島区は昨年までは本県でも有数の小作争議地で有つたが清水桃岳院住職小池在郷軍人会長守屋村農会技手等が極力斡旋にて御大典記念（昭和天皇の即位一引用者注）に向ふ五ヶ年の小作料割引を協定して十七日午後一時より公会堂に地主小作人百五十五名集合して平和祭を挙行御大典を機会に漸く争議も解決を見るに至った（山日 1928.11.20、なお 1929.3.24 に農民組合解散の記事がある）

争議根絶から村社で宣誓／中田村の協定

北巨摩郡中田村では多年地主小作人間に面白くない問題出で争議が絶えないので旧臘村長及地主小作人代表者等役場に集合協議の結果、豊凶に拘らず向ふ五ヶ年間納米一表に付き八升引を決議永久に争議を根絶して平和境たらしむべく村社前に村民集合宣誓式を挙げて今春に入り之を実行してゐる（山日 1929.1.17）

1928 年 11 月～29 年 12 月に報道されている「平和祭」は、東八代郡八代村（山日 1928.11.5）、中巨摩郡御影村野午島（山日 1928.11.20）、北巨摩郡中田村（山日 1929.1.17）、東山梨郡春

日居村(山日 1929.1.17)、北巨摩郡大草村(山日 1929.1.28)、東山梨郡日川村(山日 1929.4.6)、中巨摩郡野々瀬村(山日 1929.5.12)、西山梨郡相川村(山日 1929.11.14)の9件であるが翌年以降も結成は続いている(なお、「平和祭」などのない協調成立・協定成立もある。たとえば中巨摩郡御影村六科区の協調成立―山日 1928.11.30)。

「平和祭」に続く協調組織について「山日」は次のような記事を載せている

農村に協調機関が増加／争議にあきてか

近来一度組織せる組合を解体して協調明かなる小作組合を組織し円満裡に地主と協定減額要求をなす所謂地主的の小作団体が発生し従来の協調団体と合するものが県下にも相当数に達して居る、之等小作協調組合は地主に追随すると称し総ての会合費用を地主より提出せしめて居り地主も実質的には農民組合の存在すると同一苦境を味はひつゝある現状であると(山日 1929.8.7)

この記事は「農民組合」「小作組合」が解散しても小作争議勃発以前の地主小作関係に戻ることはなく、小作農の強い状態が維持されることを示している。「平和祭」は、中巨摩郡御影村野午島区、東山梨郡日川村下栗原区のように農民組合・小作組合の解散をとまなう場合がある。これは小作料減額・小作料改訂の実現と小作料調整システムの形成(協調組織と坪刈りを基準とする小作料調整)で組合の必要性がなくなったことによるものと考えられる。そのために組合が存続しても有名無実化することがあると考えてよいであろう(9)。

4. 協調システムの形成と農民組合の運動方針

1930年代に入って農民組合本部の農村の現実からの乖離を明確に示す記事が現れる。次の二つの記事がそれを示している。

小作人も迷ふ／争議に二つの潮流／五、六割の要求引方は容易に解決しない

本年度の納米問題はまだ解決したものは案外少いが小作人中には温情的妥協に依り地主と協調して納米問題を解決せんとせる傾向あるも各組合本部は五割六割減額の要求を各支部組合に対して指令を発して居り従って地主もかゝる減額に応ずる時は収支償はざるが故に土地返還から法廷へと曝け出され行く現状であるが土地会社の断乎たる処分方法に依り小作人中には組合の協定と相反したる態度に出づる者も少からざる模様である。右に関し県の小作官は語る

各地の調停に臨んで見るに小作人は土地所有欲と生活安定の為め耕作地の購買心も相当あり、かうした小作人には自作農創設の方法を講じて居るが農民組合の本部は自作農創設反対と同時に耕作権の確定一点張りで進んで居る現状であり農村小作人は此の二潮流に支配されて居る傾向がある、五割六割の要求が決して合理的の事とは思って居らない模様であるが實際的に農村の現状を見れば小作人は経済運動より思想運動に無意識の内に転換し

て居る本部の指導精神は解決困難なるを目標に於て要求しつゝある現状を察知する事が出来る（山日 1930.2.4）

此の大豊作でも五割引要求指令／組合員は流石に乱れ足／全農社民両支部から

秋の収穫期を前に愈地主、小作人の両者は此が闘争方針確立に努めてゐるが本年度収穫量は過般県が発表せる如く近年になき大豊作を予想され納米減額要求の運動も動ともすれば乱されんとする傾向にもおかれてあるので全農、社民の両農民組合は県下各組合に対して最低五割減額絶対要求の指令を発する事になったが全農、社民の両組合とも打ち続く不況に悩まされ地方各組合よりの組合費は一向納入なく組合は地方分散的により本部の威令さへ行はれず為めに本部員は惨憺たる日を過ごして居り地方的勢力の拡大は本部を衰退に導き今日此頃には水道の停水処分を初め家賃の督促、食糧の欠乏等を来してゐる有様だ。（山日 1930.10.19）

この記事は、農村の現実と乖離した小作争議指導と組合本部の思想運動化、小作農から必要とされなくなった組合本部の困窮を示している（後にみるように組合費が集まらないのは不況のせいだけではない）。

他方で 1930 年以降地主小作人の協調は農民組合からの脱退をともしつつ継続する。次の記事はその一端を示している。

地主小作協調し／酒折宮で平和祭／全農を脱退した酒折小作組合

西山梨郡里垣村酒折小作組合では全日本農民組合に加盟し四年度の小作引方に就いては本部指揮の下に地主に引方要求中であつたが小作人は自発的に其無謀なるを悟り断然組合を脱退し地主小作協調し今後五ヶ年間は一俵につき一桶半引の契約をなし四日酒折宮神前に於て平和祭を举行し煙火を打揚げ祝杯を挙げ種々な余興等もあり和氣藹々裡に散会した（山日 1930.4.6）

農民組合を脱退して協調／貢川村の平和祭

中巨摩郡貢川村村上石田社民系小作組合員小林徳三郎外八十五人の小作人と地主島田守平外三十二人の地主は既報の如く昭和四年以降三割引で協調して二十五日同村光福寺で平和祭を催して相互協調の下に地主は土地会社を小作人は農民組合を脱退した（山日 1930.4.27）

この記事は農民組合本部の農村の現実からの乖離による小作組合の村落外組織からの脱退と地主も村落外組織を離れ村落内での小作料調整に向かうことを示している。

協調体制の整備も進んだ。協調的な組織には種々の名称があるが、協調組合・農事組合については次の報道でその増加と政策的推進を見ることができる。

協調組合の増加／争議の傾向／県では奨励

県内に於ける小作争議は漸く下火になったとは云へ収穫期、収穫期等にはそれぞれ経済闘争として果敢なる闘争が演ぜらるべく県特高課では取締上いささかも手を緩めないが最近に於ける特に著るしい現れとしては協調組合の増加と農業委員会制度の確立とである、即

ち現在に於ける協調組合は百八十七組合の多きに達し、委員会の組織を見た町村も十八団体を数へてゐる、この委員会は小作争議に当って地主小作両者同数の委員を挙げ自治的解決を計る目的を以て一切の事件を法廷及び小作調停に委ねない事である（山日 1931.5.31）
部落農事組合の倍加運動起る

県農会に於ては一般農会の刷新並に農家発達の基礎はなんと云つても部落農事組合の発達を図る唯一の方法として昭和四年度以降五ヶ年継続事業として現在の組合数（七百十八組合）を倍加すべく計画し農林省の認可を得て居るが其の後の状態思はしからぬに鑑み一昨日各郡市農会に対し極力これが設立を図り発展を期す様通牒した（山日 1931.1.23）

このように県農会が推進する協調体制の進展の下で地主小作人共に協調的な姿勢は強まる。「昨年（1930年—引用者）より本年へ掛けての思想は一部左翼農民組合の指導下にある農民組合を除いては全県的小作人階級に協調主義が強調され地主間にも理解者多く調停の如きも地主自身より申込む者が続出するに至った」（山日 1931.5.7）。そして実際の小作料調整についても「昭和七年度迄小作料を三割五分引に／小井川の地主発表／争議悪化に鑑みて」（山日 1929.9.10）という地主からの提案や、「農家の不況を顧慮し三割引／地主が申出づ」という見出しの記述、「東山梨郡大藤村下栗生野元県会議員田辺保氏は今月末日までに払込の畑年貢に対し農村の不況を斟酌して自ら割引きを主張し小作人に通告したため他の地主も其れに倣つて同様引となす模様で小作人達は喜んでゐる」（山日 1930.6.19）という先回りした小作料減額の提唱が現れる。

他方では地主の小作料減額提案に対して、過大な減額を辞退するという一見奇妙な事態が現出する。

五割引回答を小作が遠慮／野々瀬上市之瀬の珍小作争議

中巨摩郡野々瀬村上市之瀬区小作組合と地主側の引け方交渉に関し地主側から五割引とする旨組合に通達したので組合では総会を開き右条件に関し協議した処五割では地主が苦しいからと遠慮し三割三分でよいと回答し円満に解決した（山日 1931.1.29）

小作料調整システムの形成は農民組合に新たな対応を迫るものであった。次の二つの記事が農民組合の模索を示している。

大地主を目指して小作料引方の要求／新戦術の出る小作人

農民組合の組織と共に逐年地方小作人と地主関係の争議による訴訟問題等に対しても戦術に好手段を取る様になり為めに小地主間にありては全く生活の窮乏を来す者さへあると伝へらるゝに至つて来たが大地主に対しては全く手の下し様もない状態にあり従来小作料減額並に訴訟問題等も殆ど小地主階級に限られて居た観もあるが愈大地主との対策に就ても戦法を考究協議する所あり大地主の小作人一同を包含してこれに当らしめる事になり背後運動として組合が応援する事……になったが斯る大地主との交渉が奈辺まで効果を奏するかは非常に重要視せられてゐる（山日 1929.1.5）

豊作予想の坪刈／農民組合が妨害／引方要求の作戦上から

未曾有の豊作を予想されてゐる稲作については目下各町村が坪刈をなして正確なる実収成績の算出を急いでゐる一方農民組合は引方要求の作戦上大なる影響あるものとしてこの坪刈の執行につき、妨害をなすものもあるが遂に西山梨郡玉諸村に於ては坪刈執行を不能に陥らしめるに至り実際の執行者たる玉諸村農会より県に事情を報告具陳して来た（山日 1930.11.2）

しかし、前者大地主への対抗の点では、たとえば大地主若尾家（山日の記事には所有耕地約五百町歩耕作人員二千人とある）については 1929 年の 1 月 31 日に「若尾地所部の耕作にはまだ争議が起らない」という記事があるように、大地主はすでに先回りした争議対策をとっていた。若尾地所部は 1922 年に既に小作料を改訂し、また村落の農事組合との協力を始めているのである（10）。また後者坪刈りの妨害は、小作料調整を妨害するものであり、むしろ農民組合の孤立を深めるだけだったと考えてよい（11）。

このように農民組合の小作争議中心の運動は追いつめられていたことが理解できる。小作料調整に関する小作争議の役割はこの時期には基本的に終焉したと考えられる。小作争議が困難になったことを受けて提案されたのが中小地主を含めた農村委員会運動の提案であったその概要は次のとおりである。

中小地主をも加へ農村委員会を組織／東部連盟が主唱して農村の不況を駆逐

全山梨農民組合東部連盟は来る十日東八代郡石和町の事務所に常任執行委員会及び各支部長会議を招集現下の農村窮乏打開策に関し東八代郡下の中小地主自作農と連携して農村委員会を組織し大地主を除外した農村の一切の階級を打って一丸とした経済運動を開始すべく協議することになった。農村委員会組織の件が十日の協議会で可決すれば同連盟は直に各町村の農会養蚕組合その他の有志に加盟方を勧誘し小作料の合理化、肥料国営養蚕低利資金の拡大農民の諸税延期、同税撤廃借金支払猶予等に向つて運動を開始する運びとなるがこの運動が実現の暁は本県の農村経済運動及び小作組合運動に一画期をなすものとされ同協議会の成行は注目されてゐる。（山日 1930.8.8）

農村窮乏の打破から／全農東部連盟で農村委員会の協議

全山梨農民組合東部連盟は二十日全国大衆党農村委員長田所輝明氏を迎へて石和町の事務所に拡大執行委員会を開催、農村窮乏打破運動を起す目的で農村委員会の設立を件を協議することになった、農村委員会設立に依る同連盟の農村窮乏打破運動の骨子は次の如くである。

- ▲政府に対する要求 イ養蚕損失補償、ロ借金支払猶予に関する緊急処置、ハ肥料の国家による無償配布、ニ失業者の生活保障、ホ消費税の撤廃、塩煙草の値下
- ▲県に対する要求 イ諸車税の撤廃、ロ失業救済事業の開始、ハ中等学校の縮小、高給俸給生活者の減俸、ニ政費の縮小

▲町村に対する要求 イ中産以下の戸数割免除、ロ失業救済事業開始、ハ窮乏打破運動応援

▲直接闘争 イ小作料の値下（減免要求の大衆的調停申立）、ロ電気料値下要求（減燈を以て闘争）、ハ家賃値下（山日 1930.8.18）

自作農・小地主と連携する小作争議以外の運動は、警察の介入があり困難であった。例えば、中巨摩郡豊村上今井農民有志の主催になる養蚕応急資金に関する村民大会は 1930 年 9 月 2 日午後七時から開かれた。しかしこの村民大会は「中止検束で混乱し村民大会解散さる／禁止された座談会に抗議し応援社民党幹部も検束」（山日 1930.9.4）という見出しで報道されている。同種の運動として農民祈願運動がある。これは 1931 年 8 月 25 日に「多摩御陵及明治神宮に農民窮乏打開の祈願を為すという名目で多数の農民を動員して東京市内で無抵抗主義の示威運動を敢行する」計画であったが（12）、警察に察知され祈願運動は挫折する。他に電燈料値下げ運動、借金問題への取り組み、窮乏打開の運動などがある（13）。しかし農民組合として大きな問題は、小作組合として刻印されているために村農会・村議会・農事組合・養蚕組合などで取り上げられる農業・農民・農村問題の運動に関わることが困難であるという事態であったと考えてよい（14）。

むすび—小作争議と農民意識

地主小作関係・小作争議のイメージは「土地を農民へ」「末は小作の作り取り」という戦前農民運動のスローガンや農地改革時のほとんど無償に近い自作農創設、改革後の著しく低率な公定小作料の設定などから小作争議は無限定の小作料減額を求めていたと想定されてきた。しかし、実際の農民組合の「綱領」「方針」は極めて現実的なものである。例えば日本農民組合関東同盟山梨県連合会（1924 年 10 月 17 日）は「小作料の合理化」を決議し、宣言には「吾等は益々団体交渉権を確立して既に得たる地歩を確保するは勿論今後尚不当なる小作料を軽減してこれを完全に合理化することを期せねばならぬ」（15）とある。また、峡東農民組合発会式の綱領は「吾等は合理的手段により不公平なる土地生産分配に帰する制度の改革を期す」（山日 1926.7.17）というものである。「小作料の合理化」「公平性」の基準は農村で共有されている意識としては市場経済意識から見た「合理性」であり「公平性」であると考えらるべきであろう（村落ごとに歴史と慣習と結びついた差異がある）。「合理的」な小作料水準が設定され、凶作時・経済変動時などに村落内で「合理的小作料」を実現する調整システムが形成された時（別の言葉で言えば、地主の市場経済意識による小作料と、小作農の市場経済意識による小作料が均衡する調整システムが形成されたと判断された時）村落の「平和祭」が举行されることになる。地主小作両者の市場経済意識による小作料調整の必要性についての認識は、1920 年代の小作争議の広がりによって共有され、1920 年代末には調整は均衡点に達し、その後散発的に小作争議が発生するとはいえ、村落

内の小作料調整システムが形成されることで「小作争議の時代」は基本的には終焉をみたと考えられる。小作料の問題は米納で4～6割に上るその高さにあるのではない。問題は小作料が農民・農村の意識から見て「合理的で」「公平な」水準にあるか否かにあるということになる(16)。

- (1) 拙稿「1920-30年代の農民組合の農村認識と運動方針」『山梨国際研究』(山梨県立大学国際政策学部紀要第4号、2009年)、拙稿「『小作争議状況』と小作料調整」『山梨県立大学地域研究交流センター2009年度報告書』(2010年)
- (2) 農林省農務局『昭和3年小作年報』p.354
- (3) 農民組合の活動を中心とした小作争議・農民組合の展開については竹川義徳『山梨農運動史』(1934年)、大杉彦助『山梨農民運動史』(1950年)を参照されたい。
- (4) 『山梨県史資料編 17』(2000年)p.72
- (5) 竹川義徳『山梨農民運動史』p.32
- (6) 『昭和三年小作年報』p.352-53
- (7) 『昭和三年小作年報』p.360
- (8) 県農会は1927年に「農村協調施設」奨励費400円を計上している(山日1927.2.17)。また「県農会では昭和四年度から五年計画で政府から一千円宛の補助を得て全県下に亘り部落農事組合の設置奨励」を行っている(山日1930.7.13)。
- (9) 小作料が円滑に調整されない場合、小作組合の復活が図られる。例えば東八代郡英村中川区では前年に解散した小作組合を再建する動きがみられる(山日1931.12.29)。
- (10) 『山梨県史資料編 17』p.72-73
- (11) 1930年代に入っても地主小作間の協調的調整と「平和祭」は続く(小作調停法を利用して地主小作の合意申立てで小作料を協定する形が増えるが、これは村落内調整を整備・確定する意味を持つと考えられる)。なお、県下有数の争議地大鎌田村は1932年9月に「平和な村」への方向が報道され(山日1932.9.8)、落合村では1934年3月に「平和祭」が執行された(山日1934.3.12)
- (12) 大杉彦助『山梨農民運動史』1951年、p.157-59
- (13) この時期の農業農村諸団体・農民組合の窮乏打破闘争については『山梨県議会史 第4巻』(1976年)65～80頁参照。なお、1932年には自治農民協議会の県内での署名調印活動が報道されている(山日1932.8.25)。
- (14) 社会大衆党大党山梨県連は、1933年7月に「非常時克服、農村繁栄の為に農業会議所設置の案を樹て」た。「農業会議所の設立案の趣旨は、県下のあらゆる経済団体、例へば地主、小作人、各種産業組合員、及び技術家等の賛助を得て、地主及び小作間の小作争議の調停、諸種の農産物の増収を合理的に処理する施設等につき、農民の立場から研究、指導するためである」(山日1933.7.29)。農業会議所設置は、農業諸団体と協力して農業・農村問題に取り組むことを目的とし、小作争議は「調停」されるものとして位置づけられている。

(15) 竹川義徳『山梨農民運動史』(1934年、p.10-12)

(16) 1939年12月に施行される小作料統制令は、①契約小作料の低位固定化、②減免機構の客観化(減免要求の手続きの明確化と減免率に対応した減免歩合の協定)、③集団的關係の形成、以上3点を内容とする。小作料統制令は「小作料適正化事業による地主小作關係の変革」(坂根嘉弘「小作料統制令の歴史的意義」『社会経済史学』69-1、2003年、p.11)を意味するのではなく、小作料の村落内調整を補完・整備する役割をもっていたと考えるべきであろう。

補論1 農政官僚の小作争議・農民組合・協調組合・平和祭についての認識

『地方別小作争議概要(昭和7年)』は山梨県の状況について次のように記している。

(小作争議) 大正八年近代的小作争議発生以来県下各地ニ争議続発シ其ノ数ヲ増加シ特ニ昭和五、六年ハ其ノ最高潮ニ達シ小作争議ニ伴フ暴行事件相次クノ状況ナリシカ昭和七年ハ過去ノ争議ノ清算時代ニ達シタリ

昭和六年迄毎年ノ小作料減免ニヨリ従来ニ畝一俵ト称セラレシ県下ノ田地小作料ハ著シク低減セラレ甚シキハ五割ヲ少キモ一割五分ヲ普通ニ割乃至三割三分ノ減免行ハレ其ノ減免モ一時的ノミナラズ将来ニ亘リ小作料ノ減額ノ行ハルアリ (p.273-74)

(手段及経過) 争議ニ当リテハ従来農民組合本部ノ応援ヲ得ルモノ多カリシモ最近ハ本部ノ応援ヲ求ムルコトハ徒ニ地主ノ感情ヲ害シ争議ヲ激化セシムルノミトノ考強ク又本部ノ援ケナクトモ殆ンド多数ノ農民組合ハ自ラ争フノ力ヲ得ルニ至レルヲ以テ部落ノ支部ノミヲ以テ抗争スルモノ多シ (p.276-77)

(全国農民組合山梨県連合会—総本部派) 昭和七年……十二月十三日ニ年次大会ヲ開催セリト雖モ「既ニ小作料モ相当低下シタルヲ以テ今後ハ産業組合運動ニ主力ヲ注カサルベカラズ」ト主張シ居リ活動方面ヲ転換シ新生面ヲ開拓セムト苦慮シツアリ (p.282)

(其他ノ小作人組合) 単独小作人組合ハ小作争議ノ発生シタル場合ハ組合単独ヲ以テ之ニ当ルコト少ク系統的組合ニ加入シ或ハ其ノ応援ヲ求メ争フヲ常トス、殊ニ最近ノ如ク系統的組合幹部ノ不信ノ声漸ク高ク本部へ組合費ヲ納入スルヲ喜ハサルモノ少ナカラス為ニ一時組合ヲ脱退スルモノアリ或ハ又本部ノ指導ヲ受ケストモ独立ヲ以テ充分地主ト對抗シ得ルモノヲ生スルニ至リ之等ノモノ増加ノ為昭和七年中ニ於テハ系統的組合数ヲ減シ単独組合ヲ増加スルニ至レリ (p.283)

(地主小作人協調組合) 地主小作人協調組合数七十三団体六千六百四十九名ヲ擁シ逐年其数ヲ増加シツアリ、而シテ中ニハ小作争議ノ防止ニ或ハ争議発生ノ虞アル場合ノ調停ニ相当寄与シツアリト雖中ニハ有名無実ノモノ相当多ク (p.284)

(平和祭) 近時小作争議ノ終息ト共ニ各地ニ平和祭举行スルアリ之等ノ地方ニ在リテハ従来ノ對抗的組合ヲ解散シ協調組合ヲ設立セムトスル傾向強シ特ニ東八代郡豊富村ニ於テハ各部落ニ協調組合設立セラレ近ク村ノ連合会設立ノ気運動キツアリ (p.284)

(小作調停での合意申立事件の増加) 逐年地主小作人合意ヲ以テ調停ヲ申立ツルモノ次第ニ増加シツアリ合意事件ノ大部分ハ既ニ協定ナリ之ニ法上ノ効力ヲ付与セントスルモノナリ即コノ種事件ハ短キハ一年長キハ七年普通三年乃至五年ニ亘リ小作条件ヲ協定シ其ノ間争議ヲ無カラシメムトスルモノニシテ地主ノ希望ニ基クモノナリ (p.287)

以上の引用は、①小作争議が基本的に終息に向かっていること、②小作組合が組合本部を必要としなくなっていること、その結果組合本部離れが進んでいること、③協調組合は増加するが、有名無実化するものがあること(農会とその下部組織である農事組合が小作料調整を随時行うことでよいということになる)、④小作争議が沈静化しても地主が強い立場には戻れないこと、⑤小作調停法による小作料調整は村落内調整を補完・確定すること、等この時期の地主小作関係を要約している。農政官僚の地主小作関係理解は、新聞報道と符合することを確認することができる。

補論2 土地返還争議について

地主小作間の協調気運が高まる 1920年代末には、土地返還問題の解決方向も見えてくる。1929年5月11日の山日は、次のように伝えている。

争議に倦いてか案外進む小作調停／土地返還の要求も猶予期間が置かれて解決

以前に比し調停が急速に進捗するに至ったのは一には小作争議が以前ほど感情に走らなくなり地主、小作人双方共余程自覚するやうになった結果であらうと見られてゐる。而して小作調停事件中土地返還が大部分を占め円満に解決するには土地返還までに一定の猶予期間を置くことになるがこの期間は大概三ケ年が普通で昨年中に解決したのを見ても四十七件中即時返還は四件で----である

土地問題に関する『地方別小作争議概要』の記述は次のとおりである

『地方別小作争議概要』(1930年)

土地問題ニ関スル事件ニ在リテハ引続キ耕作ヲ継続セシメタルモノ最モ多ク土地ヲ返還スルヲ条件トシテ事件ヲ解決セルモノニ在リテモ二年若クハ三年後ニ返還セシムルコトト調停セルモノ多シ

即時土地ヲ返還セシムルコトハ仮令地主ニ於テ作離料ヲ支給スル場合ト雖モ訴訟ノ相当進行セル場合ニ於テノミ可能ナリキ、而シテ此場合ノ作離料額ハ田ニ在リテハ二年分以上ノ小作料ヲ免除又ハ贈与シタルモノ多ク甚タシキ事例トシテハ反当金二百円ノ未納小作料ヲ免除シタルモノアリ畑ニアリテハ反当金百円程度ノ補償ヲ為サシムルヲ普通トス(p.226)

『地方別小作争議概要』(1932年)

土地返還事件モ多クハ引続キ小作セシメツアルモ止ムヲ得ス返地ノ場合ハ一年又ハ二年位ノ猶予期間ヲ置キ返地セシムルヲ普通トシ即時返還ニ対シテハ相当額ノ作離料ヲ支出セシメタリ(p.277)

『地方別小作争議概要』(1934 年)

土地返還争議ニ付テハ大多数ハ従来通り耕作継続スルコトトシ事情已ムナク返地セシムル
場合ハ普通三年ノ猶予期間ヲ与ヘシメタリ (p.281)

以上の農政官僚の記述はこの時期までに形成された土地返還問題を扱う際の方法を示していると考えられる。土地返還問題は基本的には耕作権の問題であり、問題が紛糾するのは「思想問題」「感情問題」が絡む時だけに限定されていたと考えてよいであろう。

小作争議の結果として、小作料が下がり小作料が農村の意識から見て低いと判断される場合に、小作料と小作地返還が問題になることがある。小作料の引き上げ要求、地主の自作要求、小作権に価格が付いて小作人間で売買される場合について、次のような例が取り上げられている。

『地方別小作争議概要』(1934 年) (地主の小作料引き上げ要求)

近来特殊ナル現象ハ過去ニ於ケル農民運動ニヨリ著シク引下ゲラレタル小作料ヲ地主側ニ於テ引上ゲントシテ争議ノ発生ヲ見ツツアルコトニシテ昭和九年ニ於テハ此ノ種争議ハ僅カニ八件ニ過ギザレドモ地主側ニ於ケル此ノ気運ハ次第ニ濃厚トナリツツアリ。将来此種争議ハ増加セントスル傾向ニアリ (p.279)

争議は減っても皮肉なこの現象／土地返還調停の増加 (地主の自作要求)

土地返還は地主小作関係の最後の断案であるが多くが小地主に対する年々の小作料問題が嵩じて自作しなければ引合ないといふ結果招いた事であるから解決はなかなか困難で従来調停成立せるものゝ多くは向後五年乃至七ヶ年の継続小作後は返還することを以てし漸次小作地主は自作農となつてゐる (山日 1928.1.31)

何日の間にか知らぬ人へ／小作地リレー／波紋を描いた土地返還 (小作権問題)

東山梨郡春日居村地方は坂下農民組合の地盤で小作争議の発生が多い所であるが此の地方には小作地の権利金の制が小作人同志の間に行はれこれが為め二重、三重の複雑化した小作争議の発生が多く次の告訴事件もこの権利金が禍した一例である。

春日居村別田農中沢一応 (三二) は同村奥山源蔵氏の土地田四反三畝八歩を小作中同村中沢みねに又貸しをなし……みねは該土地を同村北山章太郎 (四一) へ百四十円の権利金を取って同人へ又貸しをしたので北山が該土地を耕作中の処、中沢一応は急に該土地を自己が耕作することになり、小作人の中沢みねから該土地を取上げんとしたが……北山が応じなかった (後略、山日 1933.3.17)

(山梨県立大学名誉教授)

1 はじめに

世にいう「甲州財閥」とは、明治中期から昭和戦前期にかけて活躍した山梨県出身の実業家集団である。その中心的人物は、若尾逸平、雨宮敬次郎、小野金六、根津嘉一郎などである。日本経営史研究の定義するような「財閥」（排他的同族支配や多角事業経営体等の特徴とする）ではなく、当時ジャーナリズム的に使われた用語である。

とはいえ、これらの実業家集団は郷土意識を背景として結束し、日本を代表する東京電燈（現東京電力）のような巨大株式会社の株を買い占め、その経営権を奪取するなどして、当時のジャーナリズムを席巻したわけである。

この「甲州財閥」の筆頭に来る若尾逸平（文政3（1821）年生）は、貧農の子として生まれてながらも、持ち前の才覚と度胸で蓄財と土地集積を重ね、山梨県を代表する実業家・地主となった。若尾逸平は、幕末から明治初年にかけて、横浜における生糸の売り込みを通じて商売を大きくしていったとされる（内藤文治良『若尾逸平伝』）。若尾家の土地集積を実証する資料は未見であるが、上記『逸平伝』によれば、西南戦争時の政府紙幣の乱発で、紙幣価値が下落した折、逸平は資産をはたいて銀貨を用意し、紙幣を額面価格の半額で購入した。この紙幣をインフレに悩む農村地主に貸し付けた。しかし、明治14（1881）年になると松方正義による緊縮財政によりデフレが発生し、農村は深刻な金詰りに直面することになる。逸平から金を借りた地主たちは借金の返済ができなくなって、その抵当となっていた田畑の多くを逸平の手に渡すことになったという。これが若尾家土地集積への大きな一歩だったということである。

若尾逸平の不動産所有状況を知ることのできるもっとも古い資料である「巡察使質問事件取調書」（明治16（1883）年）によれば、この調査時点で逸平の不動産額は5万円であり、県内では十指に入る規模となっていた。さらに、明治23（1890）年から始まる「貴族院多額納税者議員互選人名簿」を見ると、その地租額は常に県内トップを占めている。そこから考えれば、明治中期までに若尾家の土地集積が相当進んでいたことになる。

2 若尾地所部「決算報告書」の概要

問題の資料「若尾地所部『決算報告書』」であるが、現在筆者が利用できるのは「大正6年決算報告書」から「昭和元年決算報告」（大正8年度は欠落）である。知られるように、若尾家は明治初年の大小切騒擾や大正7年の米騒動時に甲府の本家を消失している。また、昭和初年の金融恐慌に影響を受けた若尾銀行の破たんなども関係するのだろう、同家資料の多くは散逸してしまっている。そのため、当該資料も含め若尾関係資料のカバーする期間は必ずしも十全ではないものが多い。

度の豊凶についても記載されており、米価の推移との関係も類推できる資料である。

・小作料収納明細

所載項目：種類(粳/玄米/金) 入付額 減免額 未納・貸付額 賄料 代金納
収納額

上記収納に関する説明とその市町村別減免内容及び理由の一覧が添えられ、そこには、市町村、種類(粳/玄米)、数量といった項目ごとに記録されている。上記図1はこの資料にも依拠している。

・収納穀物の処分等について

売却分

所載項目：種類(粳/玄米) 俵員 売却代金 単価

仕切代納分

所載項目：種類(粳/玄米) 俵員 仕切代金 単価

鷺鳥少量及び鼠害損失粳(数量)

以上は、収納穀物の処分先を示したもので、米穀販売の実際がわかる資料である。

・貸借対照表

諸債権(科目、金額、摘要)

所載項目：貸付金 当座預金 仮出金 工事仮払金 貯蔵材料 什器 金銀 計

諸債務(科目、金額、摘要)

所載項目：敷金 借入金 仮入金 純益金 計

この項目で興味深いのは、大正14年度から科目の中に「組合預金」「特別預金」「定期積金」という項目が表れ、摘要を見るといずれも小作組合員関係の預金であることが記載されている。前掲の島袋論文でも触れられているが、小作地主協調組合の存在をうかがわせるものであろう。

・損益計算表

諸益金(科目、金額、摘要)

所載項目：家賃 地賃料 小作金 穀物代 収入利息 雑収入 借地勘定

諸損金(科目、金額、摘要)

所載項目：支払利息 国税 県税 市町村税 雑種税 保全費 奨励費 補助金

運搬費 倉敷料 給料 雑給 旅費 用度費 雑費 諸損

純益金(科目、金額、摘要)

この項目では、若尾地所部の利益の源泉、費用の構成を把握することができる。

・所管不動産(宅地課・耕地課各年度末現在)

所載項目：種目 反別または坪数 地価金

この項目は、若尾家の不動産資産の構成を示すもので、宅地の場合は坪数と地価額、耕地の場合は反別等と地価額がわかる。これを見ると、若尾家の場合、耕地では田が過半を占め、畑は田の5分の1内外で、その他は荒蕪地や山林が占めている。そのほか、価格と

して大きいのは宅地である。平均して所有不動産価格の約3割を占めている。

そのほか年度が下ると「土地建物異動調」が記載されるようになる。特に大正8年以降同10年をピークに売却代金が増加しその後も高い水準で推移している。

・土地家屋価格見積表

所載項目：種目（耕地 家屋 宅地） 摘要（小作米・小作玄米・小作金/家賃・賃貸料）

1か年収得金 見積価格 標準

この項目は、地所部が不動産の売買などに際しての算定の基準を示したものであろう。

以上の内容から、若尾家の地所経営の概要つまり、所有不動産の構成とその面積の推移、小作料収納の状況、米穀等販売の実態、地所経営の収支構造などについて、限られた期間ではあるが知ることが可能であることがわかった。

3 若尾地所部「決算報告書」の具体的内容について

前掲の島袋論文も言及する小作料交渉に関連して、同報告書の特に冒頭の記述部分を中心に見ていくことにする。それぞれの年度において、小作料の減免については、年度が下るほど詳しい様子が記述されているが、ここでは、「昭和元年度決算報告」を例に見ていくこととする。

本報告書は、大正15年11月から昭和2年10月までの1か年間を対象としているが、その書き出しは「庶務の要領」であり、その冒頭に「1. 小作料の減免協商」と題する記述がある。

それによると、小作人が団結して小作料減免等の要求をしてくる、しかも、それは年々激しさを増していて、ほとんどが小作人らの要求をのまざるを得ないものになっている。ところによっては、穏健に対峙して、地主・第三者・小作人の代表者が協調的に減免額を3割二分5厘に決めた場合もある。もめているところは6割引きでも受け入れないところもある。全体としては4割5分引き程度だ。それにしてもいまだかつてない減免割合になっている、という。

場所によって減免の要求水準が違う点や、地主がどこまで譲歩すべきか途方に暮れている点などが、よくわかる記述である。ちなみに、入付額のうち、収納額の割合は、大正6年には98%であったものが、大正12年以降は70%となり、昭和元年にはついに6割を切ってしまった（「各年度決算報告」および表1参照）

「2. 耕地整理と市内土地の変革」は甲府市内の都市計画実施やその周辺の耕地整理などで、活況を呈していて、土地ブローカー等の転売行為等により低迷していた地価が上昇の機運にあるとしている。

「3. 自作農創設維持」では、政府は自作農創設維持法によって自作農の創出を図ろうとしているが、農産物価格の低迷で希望者が少ない、本県では30町歩が12人によって取得されたことなどに言及されている。そのほか「4. 近時の農業と勸農部の事業」「5. 柳町83

番地の火事」「米価の趨勢と納米売却」「7. 農作の状況」がつづいて記述されている。

庶務の要領に続くのは「大正 15 年度昭和元年度小作料成績表」である。各市町村ごとに収納の種類(粃・玄米・金)、入付額(俵・円)、仕切納の数量または金額等が示され、増減額の事由も記載されているため、新規の貸付、解約、土地面積の増減などに関する情報が得られる。

これに続いて米穀販売を中心とする地所経営の実態を示す資料である「米穀売却成績」「米穀仕切代納分調」「米穀出納計算表」「小作金収納明細表」「宅地課分家賃地賃料成績表」および土地の増減を示す「土地建物異動調・売買契約額」が表形式で示されている。

さらに「貸借対照表」「損益計算書」が示され、決算報告を締めくくっている。これに加えて、末尾資料として「昭和 2 年 10 月末日現在不動産調」「所有土地時価調」「累年米価及び当部売却米粃平均価格表」「土地純益計算表」「売買反当経費内訳」「田地価格累進調」「土地諸税負担年次累進調」が添付されている。

末尾資料を見ると、若尾地所部は昭和初年ごろには、田地をはじめとする所有小作地の大部分を売却し、わずかに宅地関係の地所を残すのみとなり、田畑を小作人に貸し付け、小作料収入を経営の柱とするような地所経営の形態からは大きく変容していることがわかる。

4. おわりに

若尾地所部「決算報告」分析を通じて、当該資料の内容に関する解説を試みてきた。本稿は当該資料の解題を議論の範囲としてきたが、若尾家はこのほか若尾銀行、若尾貯蓄銀行などの銀行経営や、活発な株式投資などの収益事業を営んでいる。この資料のさらなる分析も必要であるが、地所の経営とこれらの事業との関連については、他の資料を加えたより詳細な分析が必要である。現在進めているそちらの調査の結果については、別稿により発表の予定である。以上を以て本年度研究報告に代えることとしたい。

(本学国際政策学部総合政策学科教授)

山梨県立大学地域研究交流センター 2010年度 共同研究成果報告書

発行日 2011年3月30日

著 者：黒羽雅子・島袋善弘

発 行：山梨県立大学地域研究交流センター

連絡先：〒400-0035

山梨県甲府市飯田5-11-1

TEL (055)224-5261

印刷所：株式会社 三縁

TEL (055)267-6415 FAX (055)267-6416

E-mail sanen@sky.plala.or.jp

